

建築・設備工事検査要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、佐賀県建設工事検査規程（平成13年佐賀県訓令甲第8号。以下「規程」という。）第12条に基づき、佐賀県（県土整備部、農林水産部及び地域交流部）が執行する（県土整備部、農林水産部及び地域交流部以外の各部局からの依頼工事を含む）建築工事及び建築設備工事（以下「建築工事等」という。）の検査に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 本庁契約 本庁県土整備部、農林水産部及び地域交流部各課で執行する工事（受託工事を含む）に係る契約をいう。
- (2) かい契約 佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号。以下「規則」という。）第2条第7号の規定により指定された県土整備部、農林水産部及び地域交流部のかいで執行する工事（受託工事を含む）に係る契約をいう。
- (3) 技術検査 技術的な観点から工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価を行うことをいう。

(工事検査員の任命)

第3条 規則第2条第9号に規定する収支等命令者又は規則第3条の2第1項の規定により再委任を受けた者は、工事検査員を任命するときは、建築工事等検査員任命基準（別記1）により行うものとする。

- 2 工事検査員の任命は、検査ごとに行うものとする。

(工事検査員の制限)

第4条 収支等命令者が、建築工事等について規則第117条第4項の監督を命じた職員（以下「監督員」という。）は、特別な場合を除き、その工事の工事検査員となることはできない。

(中間検査)

第5条 工事検査員は、主要な建築構造物及び設備工事等で完成検査時には不可視となる主要な部分や設備機器の性能に関する検査については、建築・設備工事検査取扱い要領に基づき中間検査を行うことができる。

- 2 請負者は、中間検査を受ける必要があるときは、建築工事等中間検査確認申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

(検査手続き)

- 第6条 県土整備部、農林水産部及び地域交流部の収支等命令者は、監督・検査・確認等申請書が請負者から提出され入札・検査センターの検査者が検査をするときは、入札・検査センター長あて送付書に申請書の写しを添えて提出するものとする。
- 2 県土整備部、農林水産部及び地域交流部以外の収支等命令者は、入札・検査センター長に工事の検査を依頼するときは、建築工事等検査依頼書(様式第2号)により行うものとする。
- 3 入札・検査センター長は、前2項により工事検査員を任命した場合は、工事検査員名等を通知しなければならない。

(技術検査)

- 第7条 工事検査員は、完成検査、既済部分検査及び中間検査時に技術検査を行うものとする。
- 2 技術検査の結果は、工事成績の評定を行う時に評価するものとする

(監督員の検査準備)

- 第8条 監督員は、検査が行われるときは、次に掲げるものを準備しなければならない。
- (1) 契約書及び設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書等)
- (2) 計画通知書及び関係法令の届け出書及び許認可済み証等
- (3) 工事監理資料(工事監理委託による工事監理報告書・工事監理記録書等の資料)
- (4) 工事管理資料
- (5) 測量機器、カメラ及び黒板
- (6) シュミットハンマー及び破壊検査に必要な機器
- (7) 測点の表示
- (8) その他工事検査員が必要と認められる資料及び用具

(手直し指示等)

- 第9条 工事検査員は、規程第8条第1項の規定による指示を行うときは、手直し工事指示書(様式第3号)により監督員を通じて行うものとする。
- 2 手直し工事が完了したときは、手直し工事完了届(様式第4号)により監督員に届け出なければならないことを請負者に指示するものとする。
- 3 手直し工事の内容が軽易なもので口頭で行う場合は口頭指示・措置確認書(様式第5号)により監督員を通じて措置するものとする。
- 4 工事検査員は、規程第8条第2項の規定による報告を行うときは、手直し工事指示報告書(様式第6号)により行うものとする。
- 5 監督員は、請負者から手直し工事完了届が提出されたときは、速やかに手直し工事の完了を確認し、その結果を工事検査員に報告するものとする。

(手直し検査)

第10条 工事検査員は、前条第2項の規定に基づく手直し工事完了届(様式第4号)が提出されたときは、速やかに手直し工事検査を行うものとする。

(検査結果の報告及び通知)

第11条 工事検査員は、規程第11条の規定により報告するときは、監督・検査・確認結果報告書及びその他必要な書類により行うものとする。

2 収支等命令者は、工事検査員より検査結果の報告があったときは、請負者に対し検査結果について通知しなければならない。

(工事成績の評定)

第12条 工事検査員は、検査(既済部分検査を除く。)を実施したとき、監督員は工事が完成したとき、当該工事の成績についての評定をしなければならない。

2 工事検査員及び監督員は、前項の評定をしたときは、前条に規定する報告とあわせて、その結果を収支等命令者に報告しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成13年4月1日から施行する。

(佐賀県土木部検査要領の廃止)

2 平成11年の要領は廃止する。

附 則

1 この要領は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成21年11月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。